

資料 4

<資源・エネルギー・新技術部会を再組織、非公開とすることについて>

1. 資源・エネルギー・新技術部会の再組織について

湖南中部浄化センターの次期汚泥処理方式について、滋賀県下水道審議会資源・エネルギー・新技術部会において慎重に審議を重ねご検討頂いた。その結果を踏まえ、第8回下水道審議会での審議を経て平成31年4月26日に「嫌気性消化+固形燃料化方式」が適当であるご答申頂いた。

答申を受け、滋賀県では当該方式で事業実施することとし、令和元年度に基本設計を行い、設計条件を精査したところ事業費の大幅な増額が見込まれることとなった。

部会においては、総事業費を含めて総括してご審議頂いており、事業費の増大となる要因を踏まえた再評価結果を改めて提示した上で、答申結果を確認していただくことが必要であると考えられるため、再度部会を組織したい。

2. 資源・エネルギー・新技術部会の開催スケジュールについて

	議題	
第1回 (H29. 6. 14)	<ul style="list-style-type: none"> 琵琶湖流域下水道事業の沿革と汚泥処理の経緯 各処理区における汚泥処理の現状 今後の審議事項および審議スケジュール 	
第2回 (H29. 11. 27)	<ul style="list-style-type: none"> 汚泥処理技術の現状、事例紹介 琵琶湖流域下水道における適応性について 琵琶湖流域下水道における汚泥処理方式検討方針について 	
第3回 (H30. 3. 14)	<ul style="list-style-type: none"> 琵琶湖流域下水道における汚泥処理方式検討方針 中間とりまとめ 	
第4回 (H30. 6. 29)	<ul style="list-style-type: none"> 公募内容の案について 	
第7回 滋賀県下水道審議会 (H30. 10. 25)		
第5回 (H30. 12. 27)	<ul style="list-style-type: none"> 公募結果について 処理方式および事業手法の選定について 	非公開にて開催
第6回 (H31. 2. 12)	<ul style="list-style-type: none"> 湖南中部浄化センター3号焼却炉の次期汚泥処理方式答申(案)について 	
第8回 滋賀県下水道審議会 (H31. 3. 25)		
答申 (H31. 4. 26)		
第7回 (R元. 7. 4)	<ul style="list-style-type: none"> 琵琶湖流域下水道高島浄化センター汚泥処理方法の基本方針について 	
第8回 (R元. 10. 30)	<ul style="list-style-type: none"> 琵琶湖流域下水道高島浄化センター汚泥処理方法の基本方針について 答申(案)について 	
第9回 滋賀県下水道審議会 (R元. 12. 26)		
答申 (R2. 2. 6)		
第12回 滋賀県下水道審議会 (R2. 9. 1) : 今回		
第9回※	<ul style="list-style-type: none"> 湖南中部浄化センター3号焼却炉の次期汚泥処理方式の再評価について(確認) 	非公開を予定
第〇回 滋賀県下水道審議会		

※ 審議の状況によっては、複数回にわたり審議を行う可能性がある。

3. 非公開とする理由

資源・エネルギー・新技術部会では、民間企業からの提案内容を踏まえた最適な処理技術および基本設計時の詳細ヒアリングをもとに審議するが、その審議を行う同部会については以下の理由により非公開としたい。

- 1) 民間企業からの提案技術は、民間各社の独自技術を含むことから、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れがあるため。
- 2) 公募要綱において「処理方式および事業方式の方向性の検討内容等については、非公表とします。」と示しており、公にしないとの条件で任意に提供されたものであるため。
- 3) 基本設計時のアンケート調査依頼において「秘密保持を厳守し、本調査目的以外には利用しない。」と示している。

・滋賀県下水道審議会における会議の公開方針 第2条第2項(1)

【参考】

滋賀県下水道審議会における会議の公開方針の抜粋

第2 会議の公開・非公開の取扱

1 審議会の会議は、原則として公開するものとする。

2 次のいずれかの場合にあっては、会長が審議会に諮って会議を非公開とすることができる。

(1) 滋賀県情報公開条例第6条各号に掲げる情報に該当すると認められる事項を審議する場合

(2) 会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる場合

滋賀県情報公開条例第6条の抜粋

(公文書の公開義務)

第6条 実施機関は、公開請求があつときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報(以下「非公開情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

～ 中略 ～

(2) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体および地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。)に関する情報または事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活または財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等または当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないと条件で任意に提供されたものであつて、法人等または個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況などに照らして合理的であると認められるもの